

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社大林組（所在地 東京都港区）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年9月14日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 池田 潤
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 深澤 順麿
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社大林組	東京都港区港南2-15-2

2. 指名停止措置期間： 令和3年9月14日～令和4年3月13日（6ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、令和元年台風19号で被災した長野県東御市海野地先において、北陸地方整備局が発注した災害復旧工事を受注し施工していたものであるが、令和2年10月、護岸工等に不具合が生じていることが確認され、直ちに調査を実施したところ、胴込コンクリート充填不足による法覆大型ブロック背面空洞などの不具合が判明した。これにより、法覆護岸工の全面的な再施工を行うこととなり、契約工期内での完成が図られず、完成及び引き渡しを39日間遅延させた。

5. 措置理由

上記4.については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）並びに「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内